

令和 8 年度『ALKARE 早島』事業
業務仕様書

1 業務名

令和 8 年度『ALKARE 早島』事業

2 適用

早島町観光協会（以下、「発注者」という。）が発注する令和 8 年度『ALKARE 早島』事業（以下、『本事業』という。）を受託する者（以下、「受注者」という。）について、必要な事項を定めるものである。

3 本事業の目的

本事業は、早島町の地域資源を活かした「歩いて暮らせる魅力あるまち」の実現に向け、まち歩きを通じた地域回遊、町内消費の促進を図るとともに、取材・撮影した内容をホームページで発信することにより、町内外への効果的な情報発信を行うことを目的とする。

4 事業コンセプト

（1）人にフォーカスしたまちの情報

「ALKARE 早島」は、地域に暮らす一人ひとりの「ありのまま」を尊重し、その魅力や日常が自然とにじみ出る場をめざし、早島に住む人、訪れる人、関わる人が主役となり、互いの存在を感じながらつながりを育む。

（2）ありのままの早島を知ってもらう

観光地として飾り立てるのではなく、生活の息づかい、地域の人の温度、日々の営みこそが早島の価値。「ALKARE 早島」は、その“素の魅力”を感じてもらうための入り口となり、地域のリアルな姿を体験できる場所として機能する。

5 委託期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 1 2 日（金）まで

6 委託料

（1）990,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

情報誌の企画運営

- 地域コンテンツの発掘・取材・編集（WEB サイトに掲載できる仕様にすること）
- チラシ作成（A4 両面）※折ることで A4 冊子としても可。
- ポスター作成（A1 片面）
- 印刷（A4 チラシ 10,000 部以上、A1 ポスター10 枚）
- 配布（広報チラシ折込 5,100 部+町内外施設等）

(2) 対象経費

区 分	内 容
1. 人件費	本事業に直接従事する従業員等の人件費
2. 需用費	消耗品費、光熱費
3. 使用料及び賃借料	施設使用料、リース料
4. 広報費	広告宣伝費、情報誌作成費等
5. 通信運搬費	送料等
6. 委託費	協会が特に認めるもの
7. その他	協会が特に認めるもの
8. 消費税及び地方消費税	1. ～ 7. の合計 10%

(3) 対象とならない経費

- ① 備品購入費（ただし、情報誌の配布用ラック等の購入は認める。）
- ② 賞品・景品等購入費
- ③ 設備費
 - ア 不動産の購入経費
 - イ 車両の購入経費
- ④ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- ⑤ その他、事業との関連が認められない経費

7 事業費の積算

企画運営・発行配布業務及び広告収入の確保。

- ① 人件費・・・社会保険料、時間外勤務手当等を含む。
- ② 需用費・・・消耗品費、その他
- ③ 広報費・・・広告宣伝費、その他
- ④ 通信運搬費・・・約 5,100 世帯への配布（折り込み料@ 2 円）、その他
- ⑤ 委託費（再委託可）・・・企画構成、デザイン、コピーライティング、印刷、撮影
- ⑥ その他・・・提案上必要と思われるもの

8 本事業に関する基本事項

- (1) 受注者は、本事業が当協会の委託事業であることを常に念頭に置き、特定の個人または団体に不利益が生じることのないよう、公平かつ中立的な運営を行うものとする。
また、本事業を将来的に自立可能な事業とするため、町内外の事業者から広告収入等を積極的に獲得できる仕組みを構築すること。広告収入等の取扱いは、事業費に充当するものとする。
- (2) 情報誌は無料配布とし、WEB サイトへの誘導を図るとともに、「ALKARE 早島」の認知度向上に資する内容とする。発行は原則として年 1 回以上、各 10,000 部以上とする。
- (3) 受注者は、情報誌の制作にあたり、取材件数を 10 件以上確保するものとする。
また、地域の魅力発信や事業目的の達成に資するため、特集ページを必ず設けるものとする。
- (4) WEB サイトでの管理を行うため、取材内容、デザインデータ、写真等の制作物一式は、すべて発注者へ提供するものとする。
- (5) 情報誌の名称、ロゴその他関連する著作物の著作権は、すべて発注者に帰属するものとする。

- (6) 受注者は、発注者と協議のうえ、情報誌を町内の各世帯（約 5,100 世帯）へ配布するとともに、公共施設のほか町内外の各所において配布を行うものとする。
- (7) 本事業実施に当たっては、発注者との連携に努めること。

9 広告・個人情報等の取扱い

- (1) 情報誌内には、町内外を問わず、飲食店や小売店等の「営業情報」、空き家、土地等の「不動産情報」、スポーツクラブやカルチャースクール等の「習い事情報」など、多岐にわたる広告を積極的に掲載すること。
- (2) 受注者は、個人情報の取扱いに関する責任者を定め、関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (3) 受注者は、取材等に際して、肖像権を侵害しないよう配慮しなければならない。

10 地元情報誌の体裁及び規格

チラシの体裁は原則として、A4 判の両面のみとし、広告は紙面全体の 4 分の 1 以内を目安とする。なお、チラシは折ることで A4 冊子としても可。

11 実績報告書等の提出

- (1) 本業務完了後、受注者は次の項目を含む実績報告書（紙媒体及び電子媒体の両方にて納品）を作成し、令和 9 年 2 月 12 日（金）までに発注者に提出すること。

委託業務の実施内容

① 委託業務の成果

制作物（版下データを含む。電子データの形式は、取材原稿：Word 又はテキストデータ、デザインデータ：Adobe Illustrator (.ai) 等の編集可能データ及び PDF データ、写真データ：JPEG 又は PNG（高解像度データ）、ロゴ・イラスト等：Adobe Illustrator (.ai) の編集可能データ（作成した場合）

② 完了報告書（正本 1 部：副本 1 部）

本事業の全容がわかる報告書

③ その他参考資料

- (2) 発注者は、必要がある場合は、受注者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (3) 関係書類は 5 年間保存すること。発注者の求めに応じ、受注者は関係書類の提出を行うこと。
- (4) 本契約に基づく成果の著作権は、版下データの引渡しをもって早島町観光協会に譲渡されるものとする。

12 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義がある場合は、双方協議の上定めるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項であっても、発注者が必要と定める軽微な事項については、受注者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 3 問合せ先

早島町観光協会

〒701-0303

岡山県都窪郡早島町前潟360-1

電話 086-482-0612（事務局 早島町企画課内）